

# 個人情報取扱規程

## (目的)

第1条 この規程は、当院が入手した患者及びその他関係者の個人情報の取り扱いに関する規程である。当院の職員は、この規程及び「個人情報の保護に関する法律」、「同施行令」、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、個人情報を適切に取扱うものとする。

## (定義)

第2条 この規程において、「個人情報」とは、氏名、生年月日、住所等の基本的な情報から、診療録（カルテ）をはじめとした諸記録や健康保険証等個人に関する情報であって、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

## (本院及び職員の責務)

第3条 本院は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う本人の権利利益及びプライバシーの侵害防止に関し必要な措置を講ずる。

2 職員は、法令及び本規定を遵守して、個人情報の正確性、安全性の確保に努め、職務で知り得た個人情報収集目的以外に流用し、または漏洩、流出、毀損させてはならないものとする。当院を退職した後においても同様とする。

## (利用目的)

第4条 個人情報は、下記の目的に添った範囲内について、業務上必要な範囲に限り利用し、下記の目的以外に利用してはならない。

### (1) 院内での利用

- ア 患者に提供する医療サービス
- イ 医療保険事務
- ウ 会計・経理
- エ 医療事故等の報告
- オ 当該患者への医療サービスの向上

### (2) 院外への情報提供としての利用

- ア 他の医療機関等との連携
- イ 他の医療機関等からの照会への回答
- ウ 患者の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- エ 検体検査業務等の業務委託
- オ ご家族等への病状説明
- カ 審査支払機関へのレセプトの提出
- キ 審査支払機関または保険者への照会
- ク 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ケ 事業者等から委託を受けた健康診断に係る事業者等へのその結果の通知
- コ 医師賠償責任保険等に係る医療に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等

### (3) その他の利用

ア 医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

イ 外部監査機関への情報提供

2 上記の利用目的については、患者から特に申し出がない場合は、上記の利用目的について同意が得られたものとして扱うことができる。

3 ただし、患者から「同意したがいものがある」「個人情報の利用にあたってあらかじめ個別に同意を求めてほしい」などの要望があった場合は、その要望に基づいて、個人情報を取扱うこととする。なお、申し出については、診療録（カルテ）に記載することにより誤りがないように取扱う。診療録（カルテ）以外の個人情報の取り扱いについては、必ず診療録（カルテ）を確認することによって行う。また、そうした申し出があった後に、当該患者から同意や留保の変更について申し出があれば、申し出に沿って変更を行う。

（安全管理措置）

第5条 取り扱う個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止、その他個人情報の安全管理のため必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

2 業務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の内容に保つとともに、保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに破棄し、または消去するものとする。

（業務委託）

第6条 個人情報を取り扱う業務の全部または一部を本院以外の者に委託する場合は、その取り扱いを委託した個人情報の安全管理が図られるよう、契約において、受託者が講ずべき安全確保の措置を明らかにするものとする。

（第3者提供の取扱い）

第7条 患者本人以外に情報を提供する場合は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ患者本人の同意を得ることを原則とする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

(5) 前各号に掲げる場合のほか、公益上特に必要があるとき

令和6年12月1日

医療法人 敬仁会

瀬ノ口醫院

理事長 瀬ノ口 洋史



医療法人 敬仁会

瀬ノ口醫院

—  
Every Patients, Here is the VIP.